

飯塚市住民基本台帳ネットワークシステム管理運営規定(平成18年飯塚市訓令第24号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第5号

飯塚市住民基本台帳ネットワークシステム管理運営規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
<p>(情報資産管理)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の情報資産のうち、本人確認情報、当該本人確認情報が記録されたサーバに係る帳票及び<u>個人番号カード</u>の管理責任者(以下「本人確認情報管理責任者」という。)は、市民課長をもって充て、これら以外の情報資産の管理責任者(以下「情報資産管理責任者」という。)は、情報管理課長をもって充てる。</p> <p>(本人確認情報管理責任者)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 本人確認情報管理責任者は、本人確認情報の記録されたサーバに係る帳票及び<u>個人番号カード</u>の管理方法を定めるものとする。</p>	<p>(情報資産管理)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の情報資産のうち、本人確認情報、当該本人確認情報が記録されたサーバに係る帳票及び<u>住民基本台帳カード</u>の管理責任者(以下「本人確認情報管理責任者」という。)は、市民課長をもって充て、これら以外の情報資産の管理責任者(以下「情報資産管理責任者」という。)は、情報管理課長をもって充てる。</p> <p>(本人確認情報管理責任者)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 本人確認情報管理責任者は、本人確認情報の記録されたサーバに係る帳票及び<u>住民基本台帳カード</u>の管理方法を定めるものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和8年3月31日から施行する。